

消防法令への適合確認を円滑に進めるためのお願い

1 目的

住宅を活用して民泊を始める場合、火災により宿泊者や建物が被害を受けないようにするため、消防法に基づき適切に防火対策を講じていただく必要があります。

消防法令への適合確認をご自身で申請する場合、講ずべき防火対策について「消防法令上の取扱い等に関するリーフレット」により確認した上で、下記2に示す内容を記載した平面図を持参して、消防本部予防課に相談していただくと手続きを円滑に行うことができます。

2 平面図に記載していただきたい情報

平面図には、次の内容を記載してください。なお、住宅宿泊事業法の届出を行う際に使用する予定のものを利用していただいても結構です。

- ①建物の寸法
- ②住宅用火災警報器（消防用設備等）を設置する場所
- ③宿泊室、収納等の面積

※平面図の記載例をご参照ください。

3 参考となるリーフレット等

- 消防法令上の取扱い等に関するリーフレット

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/minpaku_leaf_horei.pdf



- 民泊における消防用設備の設置に関するリーフレット

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/minpaku_leaf_setubi.pdf



- 消防法令関係用語集

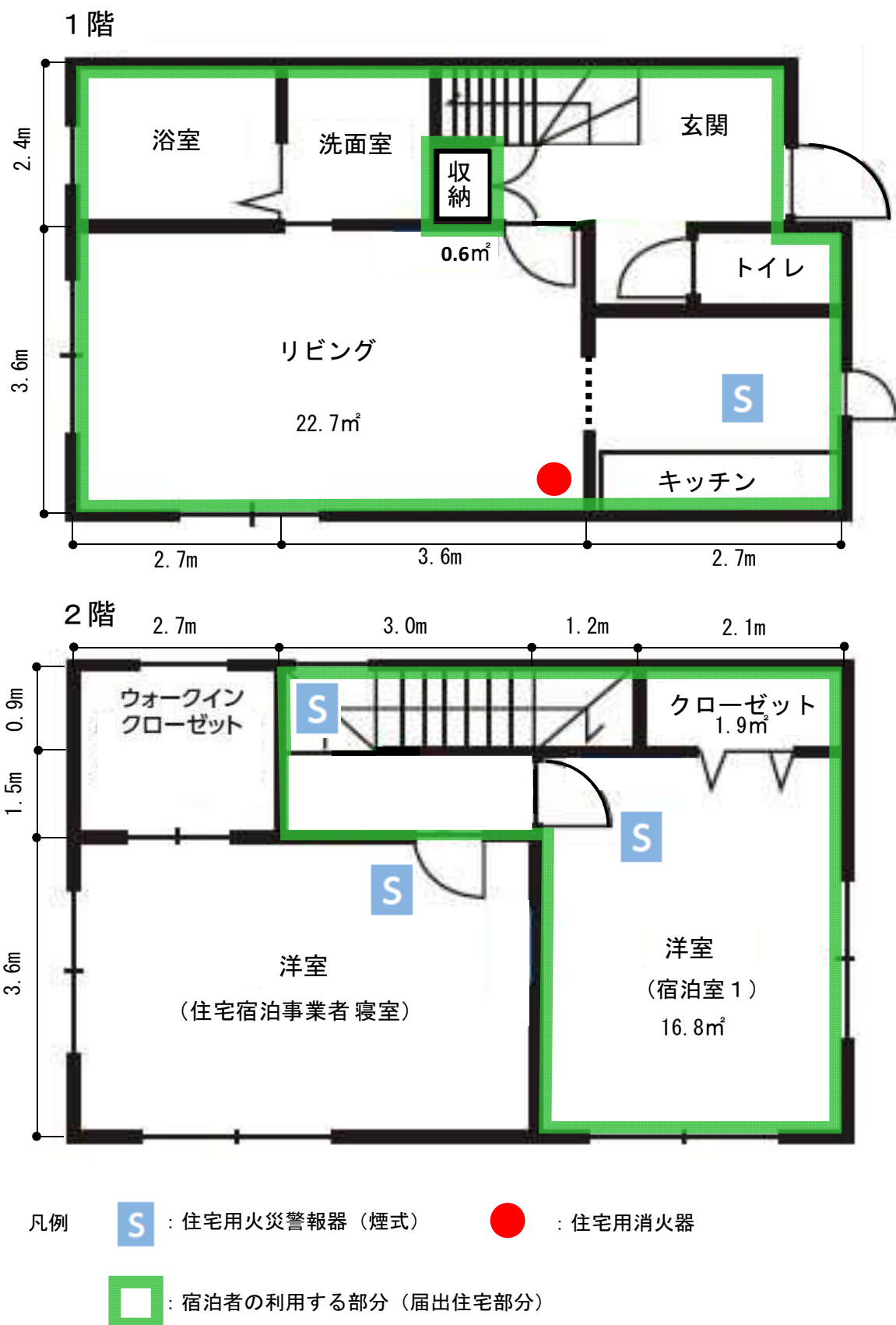
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/items/yougosyu.pdf>



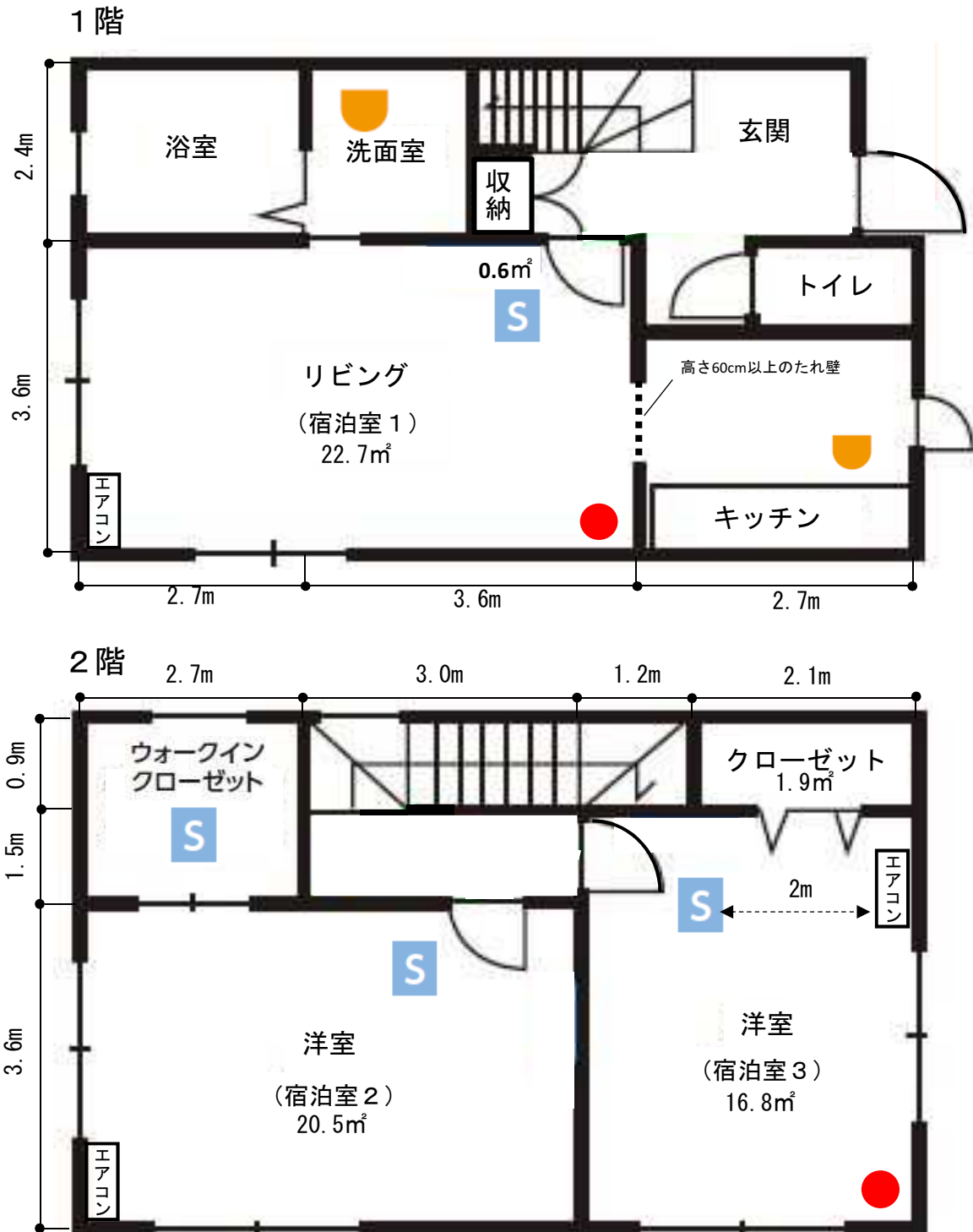
<問い合わせ先>

豊橋市消防本部予防課 TEL:0532-51-3121

【平面図の記載例（住宅となる場合）】



【平面図の記載例（住宅とならない場合）】



凡例



: 煙感知器（特小自火報）



: 熱感知器（特小自火報）



: 消火器